

◆◆令和５年度決算に基づいた 財政健全化判断比率及び資金不足比率を公表いたします。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成１９年６月に公布され、地方公共団体は、毎年度決算に基づき健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、議会へ報告のうえ、公表することが義務づけられております。

平成２１年度（平成２０年度決算）からは、算定結果が早期健全化基準及び財政再生基準、経営健全化基準以上となると、財政健全化計画及び財政再生計画、経営健全化計画の策定が義務づけられ、財政の健全化、経営の健全化を図ることになっております。

１．健全化判断比率

令和５年度決算に基づき算定した結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当がありません（黒字）でした。また、実質公債費比率、将来負担比率については早期健全化基準を下回りました。

（単位：％）

区 分	令和５年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△ 7. 3 8)	1 2. 6 6	2 0. 0 0
連結実質赤字比率	— (△ 2 2. 2 5)	1 7. 6 6	3 0. 0 0
実質公債費比率	8. 7	2 5. 0	3 5. 0
将来負担比率	6 0. 8	3 5 0. 0	

※ 実質赤字額、連結実質赤字額がないため「—（該当なし）」で表示し、参考に黒字の比率を（△）で示しています。

２．資金不足比率

令和５年度決算に基づき算定した結果、いずれの会計も該当がありませんでした。

（単位：％）

区 分	令和５年度決算	経営健全化基準
能代市水道事業会計	— (△ 5 2. 8)	2 0. 0
能代市簡易水道事業会計	— (△ 4 6. 7)	
能代市工業用水道事業会計	— (—)	
能代市下水道事業会計	— (△ 2 3 7. 8)	
能代市農業集落排水事業特別会計	— (△ 1 0. 1)	
能代市浄化槽整備事業特別会計	— (△ 2 0. 6)	

※ 資金不足額がないため「—（該当なし）」で表示し、参考に黒字の比率を（△）で示しています。

※ 工業用水道事業会計は、収益が発生しておらず、資金剰余の比率を算出できないため「—（該当なし）」で示しています。

◇◆健全化を判断する指標（比率）の内容

①実質赤字比率

【地方公共団体が、黒字か赤字かを判断する指標】で、一般会計等の赤字額の標準財政規模※に対する割合です。黒字であれば「－（該当なし）」となります。

※標準財政規模・・・地方税や普通交付税など、経常的に収入されるであろう一般財源の額

②連結実質赤字比率

【地方公共団体が、国民健康保険事業などの公営事業会計や水道事業などの公営企業会計を合わせて黒字か赤字かを判断する指標】で、地方公共団体の全会計を通算した赤字額の標準財政規模に対する割合です。黒字であれば「－（該当なし）」となります。

③実質公債費比率

【地方公共団体の年間の収入に対する借入金の返済額を表す指標】で、実質的な公債費（一般会計や公営事業会計の元利償還金、一部事務組合の地方債の償還負担金など）の標準財政規模に対する割合です。

④将来負担比率

【地方公共団体の将来負担しなければならない負債が、年間収入を100とした場合どの程度に相当するかということを表す指標】で、将来負担（地方債の残高、退職手当の負担見込みなど）の年度末残高の標準財政規模に対する割合です。

⑤資金不足比率

【公営企業の資金の不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを表す指標】で、公営企業の資金不足額（一般会計等の実質赤字にあたる）の事業規模に対する割合です。資金不足（赤字）がなければ「－（該当なし）」となります。